

日本の自然地形や事物に於ける人格化表現に就いて

小林 健彦

2017年1月

新潟産業大学経済学部紀要 第48号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.48 January 2017

日本の自然地形や事物に於ける人格化表現に就いて

A Study on a Personalization Expression in Japanese Natural Topography and Others

小林 健彦

Takehiko KOBAYASHI

要旨

日本に於ける自然地形—平坦部、山岳、河川、湖沼、海洋等—や、自然的な現象—気象や地学的な現象等—、或いは、事物等に対して、それらが人間では無いにも拘わらず、それらに恰も人間であるかの如き日本語運用上の待遇格を与え、それに準じた日本語表現法を採用することが有る。一般的には、それらは「愛称、通称」であり、愛着を指し示す目的の手法であるものとも解釈される。

ただ、そこにはそれらを擬人化し、人と全く同様な待遇を与えるながら運用をして行く、といった要素は全く無いのであろうか。

本稿では、そうした視角に立脚して、人間ではない、日本の自然地形や事物に対する人格化表現法の目的等に就いて考察を加えたものである。

キーワード 自然地形、自然現象、事物、人格化、擬人化

目次：

- 要旨
- キーワード
- はじめに
- 1. 河川名称に於ける人格化
～「坂東太郎」、「筑紫次郎」、「四国三郎」～
- 2. 山岳名称に於ける人格化
～「野口五郎岳」、「黒部五郎岳」～
- 3. 船舶名称に於ける人格化
- 4. その他「事物」に於ける人格化
- おわりに
- 註
- 参考文献表

はじめに

日本（列島）は南北に細長く、又、列島部分の幅も狭い。そこに横たわる自然地形も狭小な国土

の割には起伏に富む。「倭國」、「日本」の領域は、版図拡大と言う観点に於いては、歴史的にヤマト王権の所在地を中心として南下（西下）するか、又は、北上（東上）するかしかなかった。彼らの政権は、自らの立場を中国王権に於ける華夏に準えて、日本列島に於ける唯一正当な王権であると位置付け、その周辺に存在していた異なる王権や蝦夷、熊襲・隼人等に対しては、華夷思想の如き中國大陸風な発想法に基づき、「夷狄」として、服従を促しながら倭國の天下を形成して行ったものと考えられる。

こうした状況の中に在って、日本では古来、自然地形に対して、恰も人物の如き名称を付して示すことがあった。その他、身の回りの「事物」に対しても人格表現・人格待遇を付して使用することもあった。それは、一方では縄文時代以来行なわれて来た、「物」が保持するとした靈的能力觀の反映であるとも推定、解釈されるものの、そこ

に、倭国の国土形成や、倭国の人民形成と言う観点に於いては、如何なる意義が存していたのか、を究明することが、本稿の目的とする処の一つである。結論の一つを先取りするならば、それは郷土や信仰対象、日常的に使用している「事物」に對しての愛着を示す行為、又、そこに関係性を有した人物等に対しての「供養」行為の一環であると仮説を立てることが出来得る。

しかし、ただそれだけのことであったのであるか。現在でも、身の回りにいるペット等に対して、恰も人間の如き名称を与えて呼ぶこともあるが、それは、彼らが人間同様の動物であることより齋された習慣、家族の一員としての待遇格付与行為であるものと解され、この行為は人間に対する呼称付与の延長線上に位置付けられるものであって、ここで扱う処の無機的な事物とは、基本的に異なるのである。

1. 河川名称に於ける人格化 ～「坂東太郎」、「筑紫次郎」、「四国三郎」～

日本の中では、太郎、次郎、三郎～、と言った、人間の男子名称に於いて、その出生順位を示しながら、一般的に見られる人名呼称を、人格を有しない河川等に対して付与し、使用する習慣が存在する。この習慣には、それらの河川に対する愛着や、洪水時のその姿に対する畏怖の念等を、一般的な人の名前、即ち、誰にでも分かる、難解な名称ではない形の呼称に置き換え、それに何らかの序列や順序を示そうとしていた可能性が考慮される。「誰にでも分かる、難解な名称ではない」と言うことの前提には、筆者が從来より主張して来た処の、近世以前の段階に於ける「識字率」、「文字認知」の課題が存在していたのかもしれない。つまり、言語的な手法として、それを「文字情報」としては残すことが出来ないものの、日常的に触れる機会のある人名に準えて、河川を位置付ける行為として見ることが出来るのである。

それは又、江戸中期以降に於いて行なわれる様になった「番付表」の手法の如く、相撲の力士の順位表に見られる様に、身の回りに存在する、ありとあらゆるものに対して、ランキング形式で順

位付けをすることに依って、それらを楽しむ、話のネタとする、一つの娯楽として表されていた可能性に就いても、検討をする必要性があるのかもしれない。こうした番付表の、相撲以外の分野への流用、転用に依って、河川名称等、自然地形や事物等に対しても、何らかの根拠に基づく順位付けが行なわれ、楽しめていたとするならば、こうした河川名称の、本来の呼称とは異なる通称が、現在に迄残存し、影響を与えている可能性に關しても示唆をされるかもしれない。そうであるならば、こうした、或る種、順位付けを伴なう様な呼称付与の起源は、古く共、江戸時代中期に迄しか、遡及することが出来ないということが推定されるのである。

河川とは、人間の生活に対して必要不可欠な水の供給を行なう施設、水の流路である一方、或る時には堤防越水、決壊や洪水に依って、人間の日常生活、生命、財産等に対して、多大な損害を与える、自然災害の元凶的存在でもある。こうした畏怖するべき存在、災害を齋す存在に対して人間男子の如き名を付していた行為とは、又、日本文化の大きな特徴の一つである「見做しの文化」、「見立ての文化」の延長線上に置くことも可能であるのかもしれない。河川ならではの容姿、その大雨、洪水時に於ける様相が、怒り狂い、静止の効かない状態の、荒くれ男の姿に重なって見えたとしても、不思議ではないのである。

こうした河川名称に対して、何故、日本では女性格ではなく、男性格を付与していたのであるか。それには、上記の理由の他にも、第一義的には、その外観より見て雄々しく、速度が速く、長い存在である河川が、優しく、優美な印象の強い女性格よりも、男性格としての呼称の方が相応しいと、人々に見られていたことが考えられる。これは、後述する船舶名称に於いて、それが英語運用上では、女性格として扱われていたことよりも、推論することが出来るであろう。船舶は、静かに、ゆっくりと、堂々として進むという外見、容姿が、女子格として相応しいと考えられていた可能性もある。そこには、地域や、国に依って異なる生活習慣、性別認識、事物認識が大きく関与していたものと見られるのである。

さて、ここからは、具体的な日本の河川名称に就いて見てみよう。一般的に知られる処では、

「坂東太郎」、「筑紫次（二）郎」、「四国三郎」と言った言い方がある。坂東太郎は利根川（河口は茨城県神栖市、千葉県銚子市）、筑紫次（二）郎は筑後川（河口は福岡県柳川市、佐賀県佐賀市）、四国三郎は吉野川（河口は徳島県徳島市）を指し示す別称としてあるが、筑紫次（似）郎と四国三郎とは入れ替わり、四国次（二）郎、筑紫三郎とされることもある。（1）「坂東太郎」、「筑紫次郎」、「四国三郎」の呼称が行なわれ始めた時期に就いては、判然とはしないものの、それらが一般化し、定着したのは、上述した理由に依り、江戸時代に入ってからのことであったものと推測される。

これらは、太郎、次（二）郎、三郎という序列、出生順序を示す、男子名称由来の呼称であると推測されるものの、その序列の基準とされた価値尺度とは、一体何であろうか。これが、河川の長さではないことは、長さ第1位である千曲川・信濃川がその中に入っていないことよりも明らかである。河川の「長さ」とは言っても、河口や水源所在地、河川のどの部分を計測するのか、枝分かれしている場合、放水路や湖沼の存在、季節変動等、一概に測る事の出来ない要素も多々あるが、一般的に、日本に於ける河川の長さ（幹川流路延長。大流量を持つ流路延長であり、ほぼ本流と一致する）では、①千曲川・信濃川（367キロメートル）、②利根川（322キロメートル）、③石狩川（268キロメートル）とされており、吉野川（194キロメートル）や筑後川（143キロメートル）は、上位10位以内にも入ってはいないのである。流域面積で見た場合にも、①利根川（16,840km²）、②石狩川（14,330km²）、③信濃川（11,900km²）となっていて、吉野川（3,750km²）、筑後川（2,720km²）共に、やはり上位10位以内には入っていない。（2）

それでは、長さや流域面積がそうした順位付けの基準ではなかったとするならば、その基準とは一体何であろうか。石狩川の所在する北海道が、完全な形に於いて日本へ帰属する迄、その歴史的な経緯より、長い間、倭国・日本の領域、ヤマト王権、朝廷、幕府等に依る実質的支配領域であったとは言い難かった点より、太郎、次郎、三郎の中に、それが入ってはいなかった理由に就いて、理解されるかもしれない。そこには、国の実体と

しての認識、天下の範囲認識が、大いにそこへ反映されていた結果であると見られるのである。

それでは、何故、千曲川・信濃川が「太郎、次郎、三郎」の中、取り分け、「太郎として」は入ってはいなかったのであろうか。この川の所在地が古くより、具体的には、養老4年（720）5月21日に完成し、奏上されたとする、日本初の歴史書「日本紀」（日本書紀）中に於いても、地理的理として、「東国」の西側、関東よりは西側を流れる河川として認識されていたことが窺われることより、倭国所在の河川としての認識が、少なく共、奈良時代当初より存在していたことは、容易に推測を行なうことが可能である。

「日本書紀 卷廿九 天武天皇」（3）天武天皇13年（684）2月癸丑朔庚辰条では、「遣淨廣肆廣瀬王。小錦中大伴連安麻（摩）呂及判官。錄事（フムヒト）。陰陽師。工匠等於畿内（ウチツクニ）。令視占（ミシメ）應都（ミヤコツクル）之地。是日。遣三野王。小錦下采女臣筑羅等於信濃。令看地形（アリカタ）。將都是地歟」、同3月癸未朔辛卯条に「天皇。巡行於京師而定宮室之地（ミヤトコロ、ミヤコトコロ）」とあり、天武天皇に依つて企画されていた遷都に向けた点定作業が記される。その候補地は、畿内と信濃國であったが、日本書紀編纂者は、「將都是地歟」として、当時の人々に依る信濃國の優位性を推定していたが、天武天皇自身は飛鳥淨御原宮の近所での遷都を意図していた可能性が強かったものと考えられる。

天皇が「定宮室之地」した後に於いても、三野王等が「信濃國之圖（カタ）」を天皇へ進める（同記同閏4月壬午朔壬辰条）と言った出来事がある等、そこには、新都の位置を巡る確執や、対立の存在も推測されるのかもしれない。天武天皇に依つて発案された新都建設計画ではあったが、実際に完成を見たのは、藤原京（新益京）遷都として、次の持統天皇の治世に入ってからの出来事であった。

つまり、その詳細な候補地は判然とはしないものの、千曲川の流れる信濃国を、新しい王城の所在地として想定したこともあるのである。そこには、千曲川や信濃川を通じて直接的に日本海へアクセスすることが可能であるという、信濃國の立地の優位性があったものと考えられる。王権も、日本海を通じた韓半島や沿海州地域との交

渉、交易、又、中国王権を意識した形での日本海（航路）利用、更には、**海人（あま）**を通じた**越国（こしのくに）**や東北地方諸地域の掌握、対蝦夷政策等が大きな課題として存在していたのである。

但し、**千曲川**は、越国領域内では信濃川と名を変えながら、現在の新潟県新潟市付近に於いて日本海へと注ぐが、その河口の所在地が、「**倭国の太郎**」とは、中々になり難かった理由として想定されるのである。日本の海洋・河川沿岸部地形の様相が、現在とは著しく異なることに関しては、筆者が以前より、「災害対処文化論」の視点よりの指

摘を行なって來た処であるが、**信濃川**に関してもその例外ではない。特に信濃川に関しては、平安期に発生していた可能性も指摘される大規模な地震、津波、地殻変動等の理由に依って、河口が大幅に移動していたことが推測される。(4) それだけではなく、信濃川の流路や河口に当たる越後国自体が、王権側より見た場合、必ずしも、完全なる倭国の範囲内であるとは認識しづらかったという理由もあったかもしれない。そこが「**蝦夷境**」に該当するとした、**雜居地認識**である。(5) それ故、千曲川・信濃川は長大であるにも拘わらず、「**倭国の太郎**」とは見做されなかつたのである。



写真：長野自動車道上り線姨捨サービスエリアより長野市方面を臨む

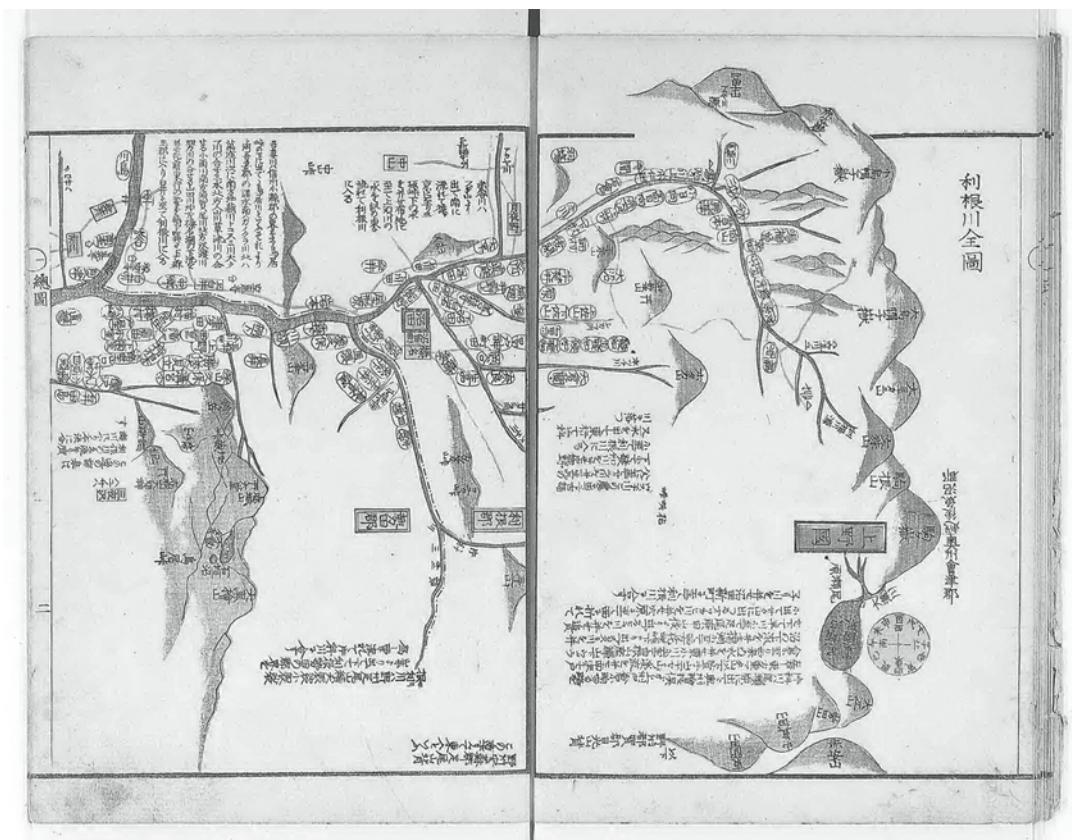
〔筆者撮影。日本三大車窓の一つに挙げられる、長野県千曲市八幡より北東方向に在る善光寺平方面を臨む景色である。手前を湾曲しながら左上へと流れるのが**千曲川**である。天武天皇が信濃國遷都を意図したのが事実であったのか、事実であったとするならば、それは如何なる動機からであったのかは、はっきりとしていない。信濃國は山がちな地域であるが、そこは奈良盆地に似た地形を持ち、信濃國産の**木曾馬**を始めとした東国よりの軍用馬や、兵力の供給を期待することが出来ると共に、更には、**千曲川**や**信濃川**を通じて直接的に日本海へアクセスすることが可能である点に優位性があった。風水、都の防御、**蝦夷牽制**、兵力や馬の確保、鉄の確保、日本海航路・交易を見据えた形での、総合的な理由に依る信濃國遷都計画であったのかもしれない。因みに、「**信濃太郎**」という呼称があるが、これは千曲川を指し示す言い方ではない。それは、毛虫を指す旧武藏国地方の方言、又、後述する様に、滋賀県・福井県地域に於いて、夏雲、積乱雲を指す言い方としての運用法である〕

抑々、「坂東」とは、『日本国語大辞典』（第二版）の「ばんどう【坂東】」の項に依れば、**関東地方の古称**であり、足柄峠、碓氷峠の坂より東方の地域の意から出た呼称で、奈良時代以前には、関東八か國の他、東北地方の太平洋側地域に当たる**陸奥国**をも含めた九か国を意味する場合もあったとする。後には、白河関、菊多關以南の八か国（**関八州**）を指し示すことに定着したともしている、地域を巡る觀念である。「**関東**」や「**東国**」という、地域を表現する概念と重複する部分もある。「**関東**」と言った場合には、古代王権に依って設置された「**古代三関**（鈴鹿関、不破関、愛發関）」を基準とした表現法がその起源、基底に存在していたものと推測され、後には、地域や文化圏を表現する手法として「**関西**」、「**関東**」と言った、夫々対置し得る地域概念として発展して行ったものと考えられる。「**東国**」も、やはりそれと対置し得る地域概念としての「**西国**」との関係性の中に在って、社会経済史的には論じられて来た側面もある。**律令的な国制**が色濃く反映された、「**国**」という行政ブロック群の地域的な集合体として用いられて来たのであろう。そして、現在では良く行われる言い方である、「**西日本**」、「**東日本**」という表現法は、古来、倭国の政治的な主要部であった畿内を中心、基準として見た処の、「**天下**」の範囲意識、国家意識より派生した方現法であるものと解されるのである。

「坂東」という語がその冒頭に付く名詞の数が多い。『日本国語大辞典』の掲載項目に依れば、「坂東」の語を冠した名詞は、その登載順に「坂東」（地名）、「坂東・板東・阪東」（姓氏、坂東三津五郎に始まる歌舞伎俳優の姓）、「坂東彦三郎」（江戸～明治時代の歌舞伎俳優）、「坂東三津五郎」（江戸～昭和時代の歌舞伎俳優）、「坂東青」〔海藻の石蓆（あおさ）の異名〕、「坂東打」（関東産の打紐）、「坂東女」（関東の女）、「坂東声」〔関東人に特有の訛声（だみごえ）〕、「坂東三十三所」（関東地方に於ける33カ所の観音靈場）、「坂東巡礼」（坂東三十三所の観音を順に廻って参拝すること）、「坂東鞆」（織物のしりがい）、「坂東育」（関東で成長すること、又、その人）、等である。「**坂東太郎**」の如き、序列を指し示す表現法は、坂東の語を冠した表現法の中では他の事例を見ないのである。その意味に於いては、そうした日本

語運用法的觀点よりは、「地名+序列語（太郎、次郎、三郎等）」が必ずしも一般的な手法であったとは言い難いのである。

下総国相馬郡布川村（現在の茨城県利根町布川）の出身の医家であった、赤松宗旦に依る「利根川圖志」（6）は、安政2年（1855）の春に江戸で出版された地誌であるが、その冒頭部分（卷一 総論）に於いて、「上中下の三利根川」に就き、「其の七十餘里の流を爲し、**日本三大河**の一を爲して、**同國雜記**標註利根川條尔、**本朝**一の大河なればとて、**坂東太郎**といふ。これ尔次ぎたるを四國次郎、阿波の小鳴戸へ落つる吉野川、筑紫三郎、筑後川なり。これを**日本三大河**といへりと見ゆ。又**四神地名錄**卷七尔、利根川ハ**坂東太郎**と稱し、古より海内七大河の其の一河尔して、常水の深サ川幅時として定まらず。中畧。七大河と稱せるハ、筑後川、筑後、四万十川、土州、屋川、信州、淀川、山城、阿武隈川、奥州、北上川、奥州、といへり」としている。赤松宗旦は、「**廻國雜記**」〔聖護院門跡准后道興に依り、長享元年（1487）に成立した、漢詩、和歌、俳諧等を交えた紀行文。道興が文明18年（1486）～翌年3月の間、北陸、越後国、関東、及び、奥州諸国を遊歴した際のものである〕の標註にあった「とね川」の項よりの引用文「**本朝**一の大河なればとて、**坂東太郎**と云。是尔つぎたるを四國次郎、阿波ノ小鳴戸へ落る吉野川、筑紫三郎、筑後川也。是を**日本三大河**といへり」を「利根川圖志」に記したのである。「**同國雜記**標註 下」（高知県立図書館所蔵本、に依る）は、關岡野洲良に依って作成された標註を持ち、文政8年（1825）8月1日に刊行されたものである。従つて、当該の文も江戸時代の幕末当時のものであつて、道興期のものではない。それ故、当該史資料に依る限りに於いては、坂東太郎、四国次郎、筑紫三郎と言った、対河川認識が室町時代の文明・長享期に存在していたとは考えることができない。



埼玉県立図書館所蔵本「利根川圖志 一」(請求記号 S 290—ア)の冒頭部分に描かれる、「利根川全圖」の内、上野國に於ける源流部、上流部。ここでは、「利根川源」を文殊山の南麓に求めている

もう一方の引用文献である「四神地名錄」(四時遊観録)は、古川古松軒〔古川(正)辰〕に依って、江戸後期に作成された地誌である。早稲田大学図書館所蔵本(請求記号 ル04 00229)は、寛政6年(1794)6月序を持つ写本であり、上記引用文は、その内の「人の巻」に記された「利根川者坂東太郎と称して、古しへより海内七大河の其一河尔して、常水の深さ、川中(幅も)時として一定ならず。計ルベからず。七大河と称せるハ、筑後川、筑後、四万十川、土州、犀川、信州、淀川、山城、阿武隈川、奥州、北上川、奥州」とするものである。本書もやはり江戸中期の成立であることより、「海内七大河」とする対河川認識が、本書を根拠として江戸期以前に迄、遡ることのできる確証は得られない。しかも、三大河に関しては、その中の序列認識が認められるものの、七大河に関しては、その中の序列認識が見られないものである。

抑々、「日本三景」(松島、天橋立、安芸の宮島)

や「日本三名園」(偕楽園、兼六園、後楽園)といった、所謂、「名数」には、何時、誰が、どの様な基準で以って制定したのかも疑わしいものも多いが、古来、1~9の数字を使用して、同類項を持った事物に対し、優秀なもの、素晴らしいもの、綺麗なもの、珍しいもの、程度の甚だしいもの、価値のあるもの等の総称として、日常的に使われ続けて来たのである。取り分け、日本に在つては、古来、偶数である処の「8」を以って、聖数として來た経緯もあったことより、「8」を用いた名数は、神道、仏教、神話等を問わず夥しく用いられて来た。(7) ここでは、何故、「三大河」、「七大河」であるのかは判然としないが、陰陽五行説に於ける陽の数である奇数に因むものであつたことも類推されるのである。ただ、その起源が、少なく共、上の様に江戸中期に迄は遡ることが出来得ることが窺われる所以である。

但し、多くの場合、同じ名数内では、序列が存在していないという特徴を有するのが、日本で運

用されて来た名数である。通常、「日本三景」の中では、松島、天橋立、そして、安芸の宮島の間で、景勝の優劣を競うことは無いのである。「五大老」と総称される徳川家康、前田利家、毛利輝元、宇喜多秀家、上杉景勝の有力5大名であるが、この中に於ける徳川家康の優位性は、彼の政治的な存在・力量・手腕、又、経済的指標=軍事動員能力、その時点に於いて彼が所持していた圧倒的な石高（250万石余）に依る処が大きく、「五大老」自体の制度設計上に於ける優劣、上下関係ではなかったのである。

上記の「七大河」と「三大河」、及び、「三大河」内に於ける「坂東太郎」、「筑紫次（二）郎」、「四国三郎」との、その成立期を巡る先後関係や、時期は不明ではあるが、名数と「太郎・次郎・三郎」とは、全く異次元の文化である可能性が高いものと考えられる。即ち、名数は、そこに入ること自体がステータスなのであり、「太郎・次郎・三郎」は上記の番付表の如き、序列、若しくは、ランキングなのである。つまり、日本語運用法として、同じ名数内には、人々競争原理が働いてはいないのである。

「坂東太郎」と言う場合、第一義的には利根川の異称として使用されることが多いものと推測されるが、『日本国語大辞典』の記述に依るならば、又、違った説明も登載されている。それは、「ばんどう たろう【坂東太郎】」一曰〔名〕に示される、「(利根川の方向に生ずるところから)夏の白雲をいう」とするものである。その根拠として提示されているのは、俳人越谷吾山（曲亭馬琴の俳諧の師）に依って編纂された諸国方言集である、「物類稱呼 卷之一」〔安永4年（1775）正月刊行〕（8）の「天地」の「夏雲」の項に収載される「なつのくも 江戸にて、坂東太郎と云、坂東太郎といふ大河あり。大坂にて、丹波太郎と云。播磨にて岩ぐもといふ。九州にて比古（ひこ）太郎と云、比古の山は西國の大山なり。近江及越前にて信濃太郎と云。加賀にていたちぐもといふ。安房にて岸雲と云。今案に、これらの異名、夏雲のたつ方角をさしていひ、又其形によりてなづく」である。即ち、夏雲の発生する方角と、当該河川の流路、存在する方向とが一致した場合に、その様な呼称を与えたのである。更には、その形状に因むというのである。これは、判然とはしない基準ではある

が、大河の如く細くたなびく形状の雲を、その様に見做していた可能性はあろう。雲の細長い形状と、その発生源とが一致した場合に、坂東太郎、丹波太郎と称していたのであろうか。

尚且つ、こうした呼称は、その雲が発生していたその場所に於いてではなく、そこよりは少し離れた都市部である、江戸や大阪でその様に見做されていたことが窺われる所以である。

古代以降、日本では「方向性」の持つ意味合いや、認識、その重要性には、大きなものがあった。「日本書紀」中にあっても、例えば、皇極天皇期には、その前後の時期との対比に於いても、自然現象としての発雷記事が多く記されているという特徴を有する。「日本書紀 卷廿四 皇極天皇」皇極天皇元年（642）8月甲申朔己丑条では、「夜半雷鳴於西南角（ヒツジサルノスミニ）而風雨」、同11月壬子朔癸丑条では「大雨（ヒサメフリテ）雷」、同丙辰条「夜半雷一鳴於西北（イヌヰ）角」、同己未条「雷五鳴於西北角」、同甲子条「雷一鳴於北方而風發（オコル）」、同12月壬午朔甲申条「雷五（イツタビ）鳴於晝。ニ（フタタヒ）鳴於夜」、同辛丑条「雷三鳴於東北（ウシトラノ）角」、同庚寅条「雷二鳴於東而風雨」、同甲辰条「雷一鳴於夜。其聲若裂（サクルカ）」、同2年2月辛巳朔是月条「風雷（イカツチナリ）雨水（水雨）（ミソレフル）」等がそれである。

これらの記事自体は、自然現象としての発雷を、その儘、忠実に記録していたとも受け取ることは可能であるが、毎年の出来事である筈の落雷記事が、皇極天皇期にのみ詳細に記録され、文章化されていた意図を読み取る必要があろう。その為の1つのヒントとしては、上記記事の内の何件かには、発雷に伴なう方角性が記載されていることがある。これは、実際に発光や雷鳴のした方向を記したとも解されるのであるが、古代に於ける方角表記の包括する意味や、政治性を考慮する時、これを単なる発光、雷鳴を感じた方向を記事としたとは、素直に解釈することができない。

ここに、何らかの政治的なメッセージが含まれ、或は、その為の、人々に対する「警報音」として理解する必要性が有る。西南、西北の方向記述に就いては、百濟、新羅、高句麗と言った、韓半島諸国を巡る東アジア情勢の動向であろうが、取り分け、倭国が韓半島に於いて拠り所、「調進

（船）」の国と位置付けていた、百濟國の存亡に
関わる警鐘としていた可能性がある。それが720
年当時に於ける、日本紀編纂者に依る方向認識で
あったのであろう。又、北方、東北、東に就いては、同記皇極天皇元年12月9月癸丑朔癸酉条に
「越邊（ホトリ）蝦夷（夷）（エヒス）數千（アマ
タ）内附（マウキツク）」とある、越國方面、つまり、北陸、新潟県域に於ける蝦夷の帰順動向に依
るものであろう。それが、この後に実施される、
阿倍比羅夫に依る越國、東北地方の日本海側地域
へ対する計略へと、反映されている可能性が有
る。王権に依る、越國以北の日本海沿岸諸地域経
営の重要性に警鐘を鳴らしていたのである。（9）

次に、「筑紫次（二）郎」の事例に在ってはどう
であろうか。『日本国語大辞典』（第二版）には、
「つくしさぶろう【筑紫三郎】」と「つくしじろ
う【筑紫二郎・筑紫次郎】」の二通りの項目を立
てる。前者では、「九州地方を流れる筑後川の異
称。関東地方の坂東太郎（利根川）、四国地方の四
国二郎（吉野川）とともに日本三大河の一つ。吉
野川を四国三郎と呼ぶ場合には筑紫二郎と呼称さ
れる」とし、後者では、「筑後川の異称。坂東太郎
(利根川)、四国三郎（吉野川）とともに日本三大
河の一つ。吉野川を四国二郎と呼ぶ場合には筑紫
三郎と呼称」とある。

『角川日本地名大辞典 40 福岡県』（10）—
「筑後川」の項では、「熊本県の阿蘇外輪山および
大分県の九重山に源流を発し、筑後平野を貫流して
有明海に注ぐ九州最大の河川。筑紫次郎ともい
う。（中略）上流部の大分県内では、阿蘇山系から
の大山川と九重山系からの玖珠川が日田盆地で合
流、さらに北から花月川を合わせて三隈（みくま）川と称し、福岡県内に入つてから筑後川と改
称。古くは筑前と筑後の境界の意味で筑間川、鎌
倉期以降は千歳川と呼ばれてきたが、江戸幕府の
命により筑後川と改称した」とする。即ち、現在
の呼称である处の筑後川とは、江戸期に入って以
降の呼び方であることになる。それは、島原の乱
を挟んだ、寛永13年（1636）～同15年にかけて
の出来事であったとされる。

従つて、筑紫次郎という呼称も又、先に示した
「利根川圖志」、「同國雜記標註 下」等に於いて
既に見られるが、それは寛永13年以前に迄は、遡
ることが出来ないということになるのかもしれな

い。ただ、当該河川が筑後川と正式に統一される
以前の古称であった筑間川や千歳川、千年川、一
夜川と言った呼称が行なわれていた段階に於いて
も、既に「筑紫次郎」の呼称が存在していた可能
性に就いては、否定することは出来ない。

『角川日本地名大辞典 40 福岡県』同項では、
続けて「筑後川は戦前にはほぼ7年周期で大
洪水をひき起こした。いずれも梅雨前線に伴う豪
雨による水害で、大正12年から本格的な改修工事
が実施されたが、戦後も昭和28・54年に洪水に見
舞われ、流域に被害をもたらした」と説明する。
「7年周期で大洪水」となっていた理由ははっ
きりしないものの、筑後川沿岸部では、周期的な
水災害に見舞われて来た経緯がはっきりとする。
治水対策が進んだ近年に於いても、平成3年
(1991) 9月には、台風17・19号通過に伴う降雨等
に依り、日田・玖珠地域に於いて、風倒木被害1,500
万本、被害面積19,000haを発生させている。（11）

つまり、筑後川もその沿岸部、流域に対しては、
恵みを齎すこともあれば、水災害の被害を発
生させ得る能力を持った、「畏怖するべき存在」
でもあったのである。そのことが江戸期に入り、政
情、民政も安定した社会的な状況に在つては、対
処をするべき課題として顕在化していた可能性が
有る。そこで、その様な性格を有した筑後川に關
し、江戸幕府・征夷大將軍の所在地である関東、
坂東を流れる利根川に対しては、敬意、謙讓の意
を含めて長男としての太郎格とし、一步引き、古
代日本に於ける先進的な海外文物、制度、文化等
の入り口であった九州の地にある2番目の河川、
という意味を持った「次郎・二郎」格の呼称が、
自然発生的に行なわれる様になつた可能性に
就いて指摘をしておく。

最後に、「四国三郎」の事例に在つてはどうであ
ろうか。『角川日本地名大辞典 36 徳島県』
(12) — 「吉野川」の項では、「四国を代表する
川。関東の坂東太郎（利根川）、九州の筑紫次郎
(筑後川)に対して四国三郎の異名を持つ。四国
三郎と呼称されるのは、古来この川が阿波の北方
の人々の生活と密接に結びついてきたからである」と
している。「阿波の北方の人々の生活」とは、この川の流域に、古来より、阿波国国衙、
佐々木經高の守護所、小笠原長清の守護所、管領
細川和氏の秋月城、蜂須賀氏の徳島城等が立地し

て来たことに見られる様に、それら、当該地域の枢要な施設が阿波国内に於いても、吉野川流域に集中していることを意味している。

それは、平坦部の極めて少ない阿波国に在っては、吉野川流域部の地形のみが、人々の生活に適した条件を備えていたからでもある。取り分け、旅客用の大型船「ひらだ（高瀬舟）」、荷物用の「えんかん」、「くいいな」3種の船運に依る交通路が、阿波国北部地域東西間の主要な交通路として利用されていた事情があった。それは、時として木材产地であった土佐国北部地域よりの木材流送と、大水出来時に於ける下流部の堤防破壊問題をも引き起こした。特に、天明2年（1782）の洪水時に於ける流木被害は甚だしかったが、その解決には、昭和10年（1935）の鉄道（土讃線）開通迄、待たなければならなかつたのである。吉野川船運では、徳島、鳴門方面より、米、肥料、塩、海産物等を西方へ運び、西方よりは、藍玉、薪炭、繭等が運ばれた。

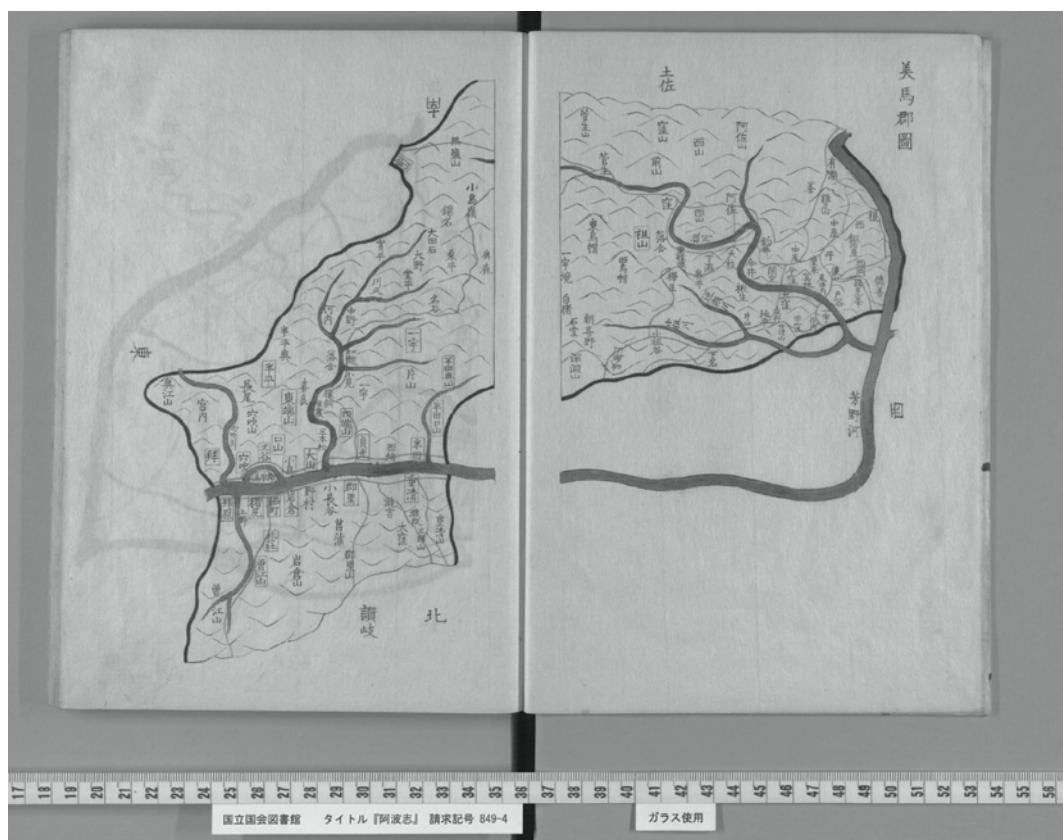
吉野川の河川名は、その川岸が葦（ヨシ）の群生地であったとする「阿波拾穂集」、吉野川下流右岸高越（こうつ）山が大和国吉野藏王権現の分身であったからであるとする「高越山縁起」の説に起因するとされる。吉野川も筑後川同様、古名は木綿麻（ゆうま）川（「高越山旧記」、に依る）、大川（「新編美馬郡郷土誌」、に依る）等であったとされる。又、その表記も、文化12年（1815）12月25日の日付を記す「阿波志 卷之三」（徳島藩の藩儒佐野山陰に依る）所収の「板野郡圖」（13）では、「芳野川」、天保11年（1840）11月の記年を持つ「吉野川絵図」（14）では「吉野川」とされている。文化9年（1812）3月の記年を持つ「燈下録 卷之五 三好郡之部三」〔元木維然（蘆州）撰、に依る〕（15）には、「芳野河」の項目を立てるが、同項では訓が「よしの川」であるとしているものの、何れも「四国三郎」に関わる記述は無い。

こうした吉野川に於いても、水災害に関わる来歴は存在した。吉野川に於ける最古の洪水記録は、承徳2年（1098）のものであるとされ、その河道を現在の岩津狭窄部へ移動させる程の威力を持っていたとされる。上記「板野郡圖」では、その左側（吉野川河口部）が網の目の如き水路として描かれており、度重なる洪水の発生と、河口部

の変遷とが類推されるのである。そこには又、古川、川端、鳴瀬、音瀬、川崎、江尾、長岸、鯛濱、沖島、榎瀬、中島、宮島、鈴江、廣島、備前島、木津野、高洲、燈籠島、粟津、木津、南濱、北濱、里浦と言った、水に関する語を使用した地名が多用されている事象が見受けられ、当地と水との関わり合いが、利水、水災害両面に於いて推察されるのである。

吉野川の事例に留まるものではないが、治水対策事業が十分ではなかった近世以前の段階に於いては、河川流域や河川河口部、更には、海の沿岸部地形の変遷には著しいものがあった。吉野川の場合に在っても、その例外ではなく、河道変更や湖沼、平野の生成は繰り返され、凡そ4年に一回のペースでの洪水被害に見舞われていたとされる。それは、徳島城下付近に於ける掘割水路開削〔寛文12年（1672）〕や、宝暦2年（1752）の第十の堰完成の事例を除き、徳島藩は堤防に頼らない治水対策を旨とした結果でもあった。ただ、それは連作障害が顕著な蓼藍（たであい）の生育に際しては、定期的に吉野川が氾濫し、その度に肥沃な客土が上流から運ばれて来て、その中・下流域に堆積し、大量の肥料を必要とした蓼藍栽培に適した土壤を形成させるには好都合でもあったからであった。

こうした経緯を持つ吉野川は、日本総体に於ける、坂東太郎、筑紫次郎に次ぐ三郎の位置に在ったとするのが一般的な見方ではあろうが、四国島内に於いては、その支流（1次支川：64川、2次支川：91川、3次支川：30川、4次支川：9川）をも含めれば、阿波、土佐、讃岐、伊予4か国に渡る河川であったことも、その呼称の語源であったことが類推されるのである。つまり、吉野川は、四国島内に於いては太郎格の地位に在ったことが窺われるのであり、それが関東と九州との地域観の差異、その両者との相対的地位に於いて、第3位の位置に甘んじたものと推測を行なうのである。



国立国会図書館所蔵本「阿波志 卷之五」—「美馬郡」（請求記号 849—4）収載に関する「美馬郡圖」。阿波国美馬郡内を、西（右側）より下流（左側）方向へ流れる吉野川が、「芳野河」と記される

確かに、日本列島を構成する島の大きさ順一本州、九州、四国（近世以前の段階に於いて、その全てが確実に日本の領域となっていたとは解されない北海道を除く）一に対して、その面積の広い順に、又、河川の流域面積の広い順に坂東太郎、筑紫次郎、四国三郎の呼称にしたとする松浦茂樹氏⁽¹⁶⁾の如き説もあるが、江戸初期の段階に於いて、本州は兎も角も、九州と四国との面積の差異

や、正確な形での河川流域面積を確實に認識していたとは言い難い点、筑紫=九州であるする認識があったとする点等では、これが対河川認識としての、太郎、次郎、三郎呼称成立の理由や、歴史的な背景とはなり難いであろう。寧ろ、先述した様に、江戸期に流行した「番付」、ランキングブームの中で、それは成立して行ったことが想定されるのである。



写真：群馬県渋川市付近で利根川を横切る関越自動車道（下り線）より北方を臨む

〔筆者撮影。利根川の上流、上越国境方面を臨む写真である。千曲川・信濃川に次いで長い坂東太郎も、この付近より北側では川幅も狭くなり、流れる水も透明度を増すのである。利根川源流部はここより約65キロメートル程、北東方向に行った場所（刀根岳、大水上山の雪渓中）に在る。それが発見、確定されたのは、昭和29年（1954）のことであった〕

2. 山岳名称に於ける人格化 ～「野口五郎岳」、「黒部五郎岳」～

日本では、山岳の名称に対して、人間の様な名を付して呼ぶことがある。「野口五郎岳」は、飛騨山脈の中央部、後立山連峰南部に位置する標高約2,924.5メートルの山である。その東側は長野県大町市にかかり、西側は富山県富山市に跨る。山体を構成しているのは、中生代白亜紀の花崗岩である。山頂付近は、本州中央部に於ける森林限界（約2,500メートル）を越えている高山部に当たる為、風化した花崗岩が露出した白色の巨礫の岩海となっている。(17)

その名称の由来は、冒頭部分の「野口」が、大町市西部、大町ダムの下流部で、鹿島川と高瀬川との合流点付近に在る「野口」集落に因むとされ

ている。地名由来の呼称である。又、後半部分の「五郎」とは、当地に於いて、転石の有る場所を意味する「ゴーロ」の当て字であるとされる。山頂付近に見られる、「風化した花崗岩が露出した白色の巨礫の岩海」をその様に見立てたものか、又、野口地区を流れる高瀬川や鹿島川の河原に転がる転石をその様に称したものか、更には、その双方の語義を合わせたものかであろう。

その「野口五郎岳」の「野口」であるが、集落名に因む、とされるものの、それのみで両者の関係性を説明出来るものでもない。「野口」とは、「氏」とは別に、現在では、一般的な日本人の名字（苗字）一固有名詞、に於いて良く見られるものではあるが、その他にも「田畠などの端」とした、普通名詞としての運用法もある。(18) 近松門左衛門作の浄瑠璃の「冥土の飛脚」〔宝永6年

(1709)～正徳元年(1711)の成立とされる]の「忠兵衛 梅川 相合かご 下の巻」では、「孫右衛門はらうそく(老足)のやす(休)みやすみ門を過、野口のみぞ(溝)の水ごほり(水)す(滑)へるをと(止)まる高あしだ(足駄)。はなを(鼻緒)はき(切)れてよこさまにどろ(泥)田へかはとこ(色)けこんだり」(19)として、亀屋の養子となっていた忠兵衛の実父である孫右衛門が、凍結していた畦畔の溝で躊躇する様子が描写されており、「野口」を畦畔の語義で運用されていることが認められるのである。即ち、当該「野口五郎岳」に於ける「野口」も、山麓の地名としての野口に因むとされる成立要因も存在するのであろうが、その他にも、野口集落付近の畦畔よりの、南西方向への眺望としての意味もあった可能性が示唆されるであろう。

つまり、野口と五郎との間には、当初に於いては特段の関連性が認められない、ということになるであろう。因みに、アーティストの野口五郎氏(岐阜県美濃市出身)の名称(芸名)は、この山の名より採用されたとしている。野口と五郎という、全く別々の来歴を持った語を一体化し、1人の男子格を有する人物の様に見做したのである。それが自然の内に、男子の出生順位を示す野口家の五男としての五郎に転化させられて、今日に至る迄の間、運用されて来たのである。野口五郎岳の古称が「五六岳」とか「四五六岳」であったことは、転石の有り場所を意味する「ゴーロ」という表現法が、その起源として存在していたことを推測させるものであろう。

ただ、野口集落と、野口五郎岳の山頂付近との距離は、直線でも約19キロメートル程あり、両者の直接的な結び付きが中々考慮し難いのである。その両者の間には、矢櫃山(標高約1343.1メートル)、唐沢岳(標高約2632.5メートル)、不動岳(標高約2601メートル)、三ツ岳(標高約2844.8メートル)等があるにも関わらず、何故、野口五郎岳が野口集落と呼称上、結び付いたのであろうか。その一つの理由としては、野口五郎岳が、大町市西部の飛騨山脈では最高峰であり、野口集落よりの観望が可能である点が想定される。しかし、観望可能なのは、この付近で野口集落だけとは限らない。次には、野口集落付近で鹿島川と合流する高瀬川水系に依る、影響、取り分け、**洪水**

や土石流と言った「水災害」被害に関わりがあつた可能性である。

現在では、高瀬川水系には、下流より順に、大町ダム(洪水調節、農業用水利、上水道、発電目的。1986年竣工)、七倉ダム(発電目的。1979年竣工)、高瀬ダム(発電目的。1979年竣工)等の施設が設置され、そうした水災害発生の可能性は低くなっているものの、これらが竣工する以前に於いては、そうではなかった。高瀬川水系では、近代以降、明治18年(1885)、同40年(1907)、昭和44年(1969)という様に洪水被害が発生し、田畠や住宅へ被害を齎した。特に、昭和44年8月7日～同12日にかけては、梅雨前線が停滞したことによる大雨で、高瀬川の水深は上橋地点で約3メートルを越え、右岸堤防の決壊等に伴い、大町市内の水田は、約223.6ヘクタールが冠水する等の被害を受けた。(20)つまり、「ゴーロ」という表現法より想起される転石とは、野口五郎岳の山頂付近に存在している花崗岩の岩海ではなく、野口五郎岳方面より、高瀬川の大水の出来に伴なって下って来る**転石**であったのであろう。

何れにしても、この場合の通説で言う處の五郎とは、男子に於ける出生順序を示す呼称ではなく、転石が「ゴロゴロ」しているというその場の情景、可視化されたその景観より齎された情報を元にして、その音を、偶々、男子名称としてあつた「五郎」に置き換えたと解するものである。即ち、それは事物の状態を音声に準えて示した擬態語であり、実際の物体の音響を言語音によって表現した擬声語でもあるということになる。



県道326号線野口橋より鹿島川を北方方向へ臨む。通常、川を流れる水量は左程多くは無い



県道326号線大町高瀬入交差点より西方を臨む。ここより約18キロメートル程、南東方向へ行った場所に野口五郎岳はあるが、この場所より直接臨むことは出来ない。この場所の標高は、約776.5メートルである

写真：県道326号線野口西方付近

〔筆者撮影。長野県大町市平。鹿島川は野口付近で高瀬川と合流して南下し、同安曇野市明科七貴付近で穂高川、犀川と合流して長野市方面へ流れ、更に、長野市若穂綿内で千曲川と合流して、下流の新潟県内に入ってからは、信濃川と名を変え、新潟県新潟市で日本海へと注ぐのである。鹿島川には、野口五郎岳の名称の語源となったとされる中小の転石が「ゴーロ ゴーロ」している〕

一方、「黒部五郎岳」（中ノ俣岳）は、野口五郎岳の南西方向約9.8キロメートル（頂上間距離）に在り、その標高は約2,839.7メートルである。岐阜県飛騨市・高山市と富山県富山市とに跨っている。『角川日本地名大辞典 21 岐阜県』（21）の「黒部五郎岳〈神岡町・上宝村〉」の項に依れば、この山は飛騨側では中ノ俣川の源頭に在ることから、中ノ俣岳とも称されるとしている。その山体は、花崗岩で構成され、頂上部分には、手取層群の礫岩がある。そして、山名の五郎は、古語の「ごうろ」であり、「ゴウラ」や「ゴロチ」等と同義語であるとする。それは、岩石を敷き詰めた様な状態になっている地形を指し示すとしている。つまりは、先の野口五郎岳に於ける「五郎」と、黒部五郎岳に於ける「五郎」とは、岩石、転石が多く展開している様な地形を指し示すことより、同義語を見ても良いであろう。

この様に、日本に於いては山岳名称も又、日本語運用上では、場合に依り、**人格**、**就中**、**男性格**として扱われて来た経緯を述べて来た。取り分け、野口五郎岳や黒部五郎岳の事例の如く、一見すると男子の出生順位を指し示す呼称的指標である處の「五郎」であるが、周辺地域、又、巨視的には日本総体に於いても、その前後、特に当該山岳の**太郎**、**次郎**、**三郎**、**四郎**の存在が見当たらぬのである。そうであるとするならば、これは、山岳自体の大きさや、高さと言った可視的指標を以って為された価値基準に立脚した呼称、江戸期を起源とした、番付表的興味を以って命名されていた山岳名称ではなく、上記で調べて来た如く、その山や、周辺地域に於ける表土の状況—花崗岩や礫岩に覆われた岩海の如き殺風景、に対して、その可視的風景より齎された情報に基づいた擬態語運用であり、実際の物体の音響を言語音によって表現した擬声語でもあるということが言い得るであろう。

3. 船舶名称に於ける人格化

英語運用に於いて、船舶（名称）は一般的に**女性**格として扱われる。実際上の船舶名称としても、外国船籍の船舶では、「クイーンエリザベス」、「クイーン・メリ」（イギリスの客船）、

「エカテリーナ」（ロシアの軍用艦）、「ジャンヌダルク」（フランスの軍用艦）等の如く、女性名称を持った船も少なくは無い。船を女性名詞で受ける様になった理由に関しては、諸説があり、明確とはなっていない。それが文法上の慣例であるから、と言う言い方もなされるが、それも合理的な説明とはなり難い。船舶に対する外形上の理由、即ち、表面に塗られるペンキを、防錆の為、頻繁に塗り替えなければならない様子を、女性の化粧に準えたり、慶祝時等に行なわれる国際信号旗に依る満船飾を、夜会等に参加する為に行なう、貴婦人のドレスアップに「見立てた」等の説明もなされてはいる。それは、日本風に言う処の「見做しの文化」の一種であるということになろう。

ただ、日本の伝統的な船舶名称を見てみると、「～丸」と言う、男性格を持った呼称で呼ばれることも珍しくは無い。「丸」自体は、男子の名称、取り分け、成人前の**幼名**として使用されることも多いが、九条兼実の日記「玉葉」の文治元年（1185）11月28日条に見られる、「頼朝の代官北条丸」（鎌倉幕府初代執権となった北条時政に対する王権、公家社会側よりの蔑称）の如く、歴史的な使用例に在っては、大人をも含めた男子に対する、或る種、自分よりは下位に見る、軽蔑の意味を込めた呼称としても運用されていたのである。

「物」に対する**愛着**、又、**畏怖**の念を表し、それらに名称—取り分け、人間の如き呼称、を与えて呼び習わす慣習が古来より存在していたらしいことに関しては、既に述べた通りである。これは、現在に於いても人間ではない筈のペットに対して「～ちゃん」と言った、人間の如き名称、人格を与えて呼ぶ行為も、その延長線上に考慮されるべき（日本人の）心理行動であるのかもしれない。又、動物ではない事物に対する同種の念より、本来であれば**廃棄**されるべき「物」に対しても、愛着、或いは、**靈的能力**の存在を信じて、ゴミ捨て場とは別の場所（埋納坑）へ埋納していた、縄文時代の集落遺跡である三内丸山遺跡（青森市大字三内字丸山）に於ける事例にも、文字情報認知以前の段階ではあるが、当時のそうした（日本列島）在住者に依る、或る種の観念を汲み取ることも可能であろう。

こうした行為は、文化論的な視角では、現在の

日本文化、又、日本人社会で行なわれている、死者の靈魂を慰撫する意味合いでの行為をも包含し、**人形供養**や**針供養**、更には、旧暦8月15日の年中行事である「放生会」を始めとした、「供養」行為の原型であると位置付けられるものである。

「日本書紀」には、「放生会」の原型と見られる行為を見て取ることが出来る。同記皇極天皇元年（642）7月甲寅朔戊寅条に記される「禱（イノル）河伯（カミ）」行為は、後に旧暦8月15日の法会として執行される様になる放生会が、魚鳥を野や放生川に解放する供養の儀であったことに影響を与え、繋がりを有していた可能性がある。放生会自体は、**天台宗**由来の仏教行事であり、**殺生戒**に立脚したものではあったが、**八幡宮**での神事としても行なわれており、「中国大陆由来の河伯が、日本在来の河川神信仰との融合に依り、河童の起源となったとする見解もある」とするのには整合性が有ろう。

「日本書紀 卷廿九 天武天皇」天武天皇5年（676）8月丙申朔壬子条に「是日（即）詔諸國以放生（イキモノハナツ、イキハナツ）」とあるのが、王権に依る放生会の初見ではあるが、「日本書紀 卷三十 持統天皇」持統天皇3年（689）8月辛巳朔丙申条にも「禁斷漁獵（イヤスカ）於攝津國武庫海一千步内。紀伊國阿提（アテ）郡那耆（ナギ）野二萬頃（シロ）。伊賀（加）國伊賀（加）郡身野二萬頃。置守護（モリ）人。准河内國大鳥郡高脚（タカアシ）海」とあって、何れも、畿内所在の摂津、紀伊、伊賀、河内国に対し、生物の捕獲が制限された区域の設定された記事がある。これが恒久的な措置であったのか、8月に限定された期間のみの措置であったのかは明らかではないが、**守護人**を置いて管理させたことより、一定期間、一定区域での**殺生禁断**が実施されていたことは間違ひが無いのであろう。

更に、同8月条では続けて、「辛丑。詔伊豫捺領（スヘヲサ）田中朝臣法麿等曰。讚吉國御城郡所獲白鷺（ツハクラメ）。（宣）放養焉」とあり、讚岐国で白鷺を捕獲し、吉祥の色である白色の鷺の放養記事が見られるが、これは偶々、個別的事例（吉祥色の動物の出現）として、単なる偶然の出来事であったのか、放生会の原型として、意図して実行されたものなのかは、尚、検討を要する処ではあるが、同丙申条との関連性の中で、記事

が編集されていた可能性が高いのではないであろうか。天武、持統、文武天皇期にかけて、放生会は、王権が直接的に管掌する行事へと変化を遂げたのである。後には供養の儀であるとされる放生会は、その初期段階では、人間をも包括した、あらゆる生命に対する、王権に依る支配権確立の為の可視的なセレモニーとして、位置付けられていたのかもしれない。

こうした行為は、非人間的事物に対しての愛称付与行為に大きな影響を与えていた可能性が推測されるのである。

ところで、8世紀初頭に成立した「日本書紀」、「古事記」には、倭国に於ける船舶（名称）に就いての記述がある。「日本書紀 卷十 應神天皇」応神天皇5年10月条にある、「科（フレオホセテ）伊豆國、令造船。長十丈。船既成之。試浮于海。便輕泛（ウカフ）疾（トク）行如馳（ハシリガゴトシ）。故名其船曰枯野（カラノ、カレノ、カルノ）。由船輕疾名枯野。是義違焉。若謂輕野。後人訛（ヨコナハレル）歟」とするものがそれである。これは、伊豆国で全長約30メートル余の大船が造船され、それは船体が軽く、速度も速いものであり、用途ははっきりとしないものの、当時としては先端的技術を導入して建造された公用船であって、漁船や交易船ではないものと推察される。又、船体の長さより判断すれば、**单材刳船（丸木舟）**ではなく、**準構造船**の仕様であったものと推測されるが、若しそうであるとするならば、この時点に於いて、既に、倭国の処々には造船を生業とした（渡來人系船匠の存在を見据えた）、技術者集団が存在していたことになる。

仮に、船体の長さ約30メートルで、船体中央部の幅約3メートル、上甲板部中央より船底迄の深さ約2メートルとした場合、上甲板下の容積は117立方メートル、総トン数17トン程度の船になり、何とか外洋に漕ぎ出せる規模を持った船舶ではあろう。その船は「枯野」と命名されており、船を擬態化、擬人化、人格化していると言う点では、今日、和名を持つ船舶の多くが、古来、男子の幼名や、或る種、侮蔑の場合にも使われて来た接尾辞である、「～丸」の名称を採用している様に、船にも「船靈」が宿り、それに依り航行の安全性が担保されていると考えたであろうことは、今日に至る、日本の船舶史を考慮する上で、着目

するべきことであろう。

又、後には、船名として「能登」の如く、地名を冠することもあり、当該船が当該国の湊で造船されたことを想起させるものであって、公船等に対し地名を付与する事例の始まりである。同様の記事は、「續日本紀 卷二十 孝謙天皇」(22)の天平宝字2年(758)3月16日条にも見え、ここでは「播磨」、「速鳥」と名付けられた2艘の船に対して、やはり、從五位下の官位を授与し、錦冠を与えているのである。その理由として「入唐使所乗者也(ニットウシノノルトコロノモノナレバナリ)」と説明をする。何れの場合にしても、恐らくは日本からの外交使節が乗船する公用船であるが故に、威儀を正す上、又、中国側官憲よりも、受け入れられ易くする上からも、この様な特別な措置がとられたものと推測される。船舶へ対しても、官人同様の序列秩序を与えたと言えるのかもしれない。(23)

勿論、当時に於いても、一般の船舶一漁船等、に対して、全てこの様な扱いが与えられた訳ではないと推測されることより、その意味に於いては、こうした措置は特例であった可能性もある。そして、この枯野は、「日本書紀 卷十 應神天皇」応神天皇31年(300)8月条にも、「朽之不堪用」として登場することより、官用(オホヤケモノ)として、26年間もの長期耐用年数を持っていたことが推測される。この船に対しては、「功(イタハリ)不可忘(忌)。何其船名勿絶而得傳後葉(ヨ)」とあって、その功績を絶賛する記述がある。この事例は、倭国に於ける船名命名の起源とすることが出来るであろう。この後、枯野の船材を薪として五百籠鹽(イホコノシホ)を製造し、それを諸国へ配分して、それを原資として、短時間の内に新たな五百艘の船を建造し貢上させていく。この行為には、物にも靈力が備わっていると言う思想に伴なう「供養」としての意味と、恐らくは、倭国に於いて初めて浸水したであろう、大型の準構造船を建造する為の先端技術、ノウハウを工人達に継承させ、各地に広めておく、という2つの意義が存在していたものと推察されるのである。(24)更に、そこには後に仏教導入と共に拡散して行ったものと推測される人間の遺体に対する「遺灰信仰」の萌芽すら見受けられるのである。その意味に於いては、人間に対しても、船舶

にも、生きている、使用されているという現役觀に立脚した「靈的能力」を認めていたが故に、それらに対して命名し、その死後、退役後に於いて、供養としての祭儀を執行したものと考えるのである。

ところで、この枯野の話題は、「古事記 下巻(仁徳)」(25)にも少し異なった内容で収載されている。そこでは、舞台が河内国、又、和泉国の兎寸河〔トノキガハ、大阪府高石市富木(とき)の東側を流れる石津川や和田川等に比定される〕の西部に求められ、そこにある一本の大木が元となって、それが枯野の船→塩に焼く→琴を作る、と言う様に、実際にはあり得ない高さの大木が、色々な物にその姿を変えて転生して行くと言う物語になっている。その樹の影が夕日に当たれば、そこより北東方向へ約20キロメートル余の場所に在る、標高約488メートルの高安山を越えるとしているので、空想上の大木である。そこでの船としての「枯野」の役割とは、旦夕(アシタユフベ)に淡道嶋(アハヂノシマ)の寒泉(シミズ)を酌んで、天皇用の大御水(オホミモヒ)を輸送することにあったとする。

公用船であると言う点では、「日本書紀」との共通項を持つが、こちらの枯野は、近隣の難波津、若しくは、兎寸河にあった津や水門、又は、後に僧行基に依る社会事業へ参画した工人達の集落(同市高師浜)付近に於いて、造船されたものであろう。この古事記の記事は真実性が低いものの、後に成立する日本書紀の記事の原型とされた可能性がある。こうした船舶に纏わる転生の伝承は、倭国の各沿岸地域に於ける海人系の語部(かたりべ)の存在を示唆するものであろう。

4. その他「事物」に於ける人格化

高野山金剛峰寺(真言宗)に在る大塔の梵鐘である「高野四郎(こうやしろう)」は、弘法大師空海が鑄造を発願し、真然大徳の時代に至って漸く完成したと伝えられている。その後、火災等の災害に依り度々鐘楼が焼失し、三度程度改鑄されたとされている。現在ある銅鐘は、天文16年(1547)に鑄造したもので、直径約2.12メートルあり、日本にある梵鐘中では四番目に大きな鐘で

あつたことに依り、「高野四郎」と称される様になったとされる。参詣の手引き等では、明治期には既に、「高野四郎」の呼称が存在していたとされるが、その呼称の起源は必ずしも明らかにはなっていない。現在でも、毎日午前4時、午後1時、午後5時（春季彼岸中日より秋季彼岸中日迄は午後6時）、午後9時、午後11時の計5回に分けて、時刻を高野山内に知らせているのである。それでは何故、事物である筈の鐘に人名の如き名称が付されているのであろうか。

当該所伝に依るならば、それは「大きさ」を基準とした順位付けに基づいた呼称であったことになる。人間男子に対して与えられる、太郎、次（二）郎、三郎、四郎と言った名称は、体の大きさではなく、飽く迄も、出生順位、序列、**時系列的基準**に基づく名称であることより、それは時間の中で考慮されるべき事象である。ここで言う処の太郎以下の呼称には、その価値基準が別に存在するのである。

梵鐘の場合には、一般的にその物理的な大きさ（口径）に依る、序列付けで以って、太郎以下の呼称が存在する様になって行ったとされる。鑄造されていた古い順ではないのである。それでは何故、人間男子の様に**時系列的な基準**で以って、命名されなかったのであろうか。そこには、先述した、「番付表」的手法の存在が看取されるであろう。番付の場合には、衆人の歓心を買う目的に於いて、時系列的手法に依る序列付けでは、殆んどの場合には意味を為さない。**強さ、高さ、長さ、広さ、華麗さ**等と言った、可視的な指標、価値尺度の導入がどうしても必要であったのである。時系列的指標は目に見えるものではなく、一般大衆の興味を引かないと、その作成者・命名者等に依り、判断されていた結果ではあろう。

高野山金剛峰寺にある大塔の梵鐘が「高野四郎」と呼ばれる以前には、「高野二郎」と呼ばれたとした説もあるが、(26) 詳細は不明である。これに従うならば、梵鐘の序列は、太郎格が下に示した、「海（に）太郎」（東シナ海、琵琶湖）、次郎格が「奈良次郎（二郎）」（東大寺の大鐘）と「高野二郎」、三郎格には「吉野三郎」〔吉野廃世尊寺（金峯山寺）の鐘〕、四郎格が「出羽四郎」（山形県鶴岡市羽黒町出羽神社にある建治元年の鐘）の四（五）兄弟ということになるであろう。

日本に於ける梵鐘「太郎」の存在は、唐より日本へ海送中に船が転覆し、東シナ海で沈んだとされる大鐘をその様に呼ぶことがあるとされる。このことの証左となるかもしれない逸話が、『おおみやの民話』5081の「吉六話」（周枳の井本基氏に依る）(27)に記される。それは、丹後国にある王成（おおなる）山の麓の村に住む吉六（きちろく）と言う名の若者の話である。そこでは、大昔に高麗（朝鮮）の國よりの使者が大和の朝廷に貢物を運送する過程で、それらを韓半島～間人港～王成山～高尾山、と運んで来たものの、余りの重量の為にそこで動けなくなってしまい、そこに貢物の唐金の鐘、金色の鶴の形をした宝物とを埋めたとするものである。

吉六達は、それらを手にする為に高尾山へ行き、暑さを凌ぐ為にそこにある禁制の地の沼で、吉六以外の若者が水浴びをした処、俄かに落雷、大雨、卵大の雹の落下があり、大怪我をする者も出て、吉六が観音堂で祈り、やっとのことで皆が村へ帰ることが出来たと言う。ここでは、吉六の善行や出世、正直と感謝の気持ちの奨励が主旨となっているが、丹後半島西北部に位置する日本海沿いの間人港を窓口とした、韓半島（高句麗）と、丹後半島～ヤマト王権との交流の存在が示唆されると共に、禁忌を犯すことに依る自然からの懲罰、警告的なメッセージとが内包されている。しかもそれらは、沼、落雷、大雨、雹と言った、水をキーワードとした災害である処が、当地に於ける自然災害の特質であるとも言えるのかもしれない。(28)

『日本国語大辞典』（第二版）には、「ならじろう【奈良次郎・奈良二郎】」の項目を立て、1つの意味用法としては、夏の雲を言う畿内の方言、の語義を掲載する。それは、先述した同書の項目「ばんどう たろう【坂東太郎】」一二〔名〕に示される、「（利根川の方向に生ずるところから）夏の白雲をいう」とするものの如く、奈良次郎（二郎）に対しても、古来よりの畿内中心部を意味した「奈良、平城京」方面より湧き出でる夏雲として、或る種の「見做し」としての方向性を指し示そうとしていたことが想定される。

「畿」とは、古代中国に於いて、王城やその周辺地域を指し示した語である。こうした呼称は、その雲が発生していたその場所に於いてではなく、

そこよりは少し離れた都市部である、京都や大坂方面でその様に見做されていたことが推定されるのである。

又、語義の2つ目としては、「奈良東大寺の鐘の異称」を掲載する。何故、総国分寺格の寺院である東大寺の梵鐘を「次郎・二郎」とするのかに就いては、この東大寺の鐘よりも大きく、琵琶湖の湖底に沈んでいるとされる鐘を「海（に）太郎」と称するのに対応する呼称であるとか、東大寺の大仏を太郎としたことに対応した表現法であるともしているのである。梵鐘は、仏教に於いては、単なる時報の為の法具であるばかりでなく、その響きが衆生の持つ一切の苦を解き放ち、悟りの境地へ誘うといった功徳があるとされていることより、第一位としての太郎を置くことを憚った可能性も指摘されるであろう。又、上には上のものが有るかもしれない、という仏教上の思想に基づいた考え方であったのかもしれない。

ただ、「東大寺の大仏を太郎と位置付けた」とするならば、東大寺内には三郎や、四郎の存在も想定しないとならないのであるが、現在、それらは見付けることが出来ないのである。東大寺には、太郎と次郎の2人兄弟しかいなかったとすることもできるであろうが、東大寺の規模から推察するならば、それには信憑性が感じられない。尚、東大寺の梵鐘は、宇治平等院の鐘、滋賀県大津市に所在する園城寺の鐘と共に、「日本三名鐘」の1つに数えられる。名数の括りでした運用法も行なわれているのであるが、名数の持つ特質より、その3鐘内には序列が存在してはいない。

東大寺の釣鐘は、古来より、同寺に於いては「大鐘（おおがね）」と称されており、その総高は約3.86メートル、口径約2.71メートル、重量は約26.3トン程あり、撞木はケヤキ製で、長さ約4.48メートル、直径約30センチメートル、重さは約180キログラムあり、金具を含めた重量は約200キログラムに達する。天平勝宝4年（752）に鋳造されたとされるが、その後、延久2年（1070）10月と、嘉保3年・永長元年（1096）10月に地震の為落下し、更に、暦仁2年・延応元年（1239）6月には龍頭が切れて落したが、修理銘に依り、直ちに修理されたらしい。この大鐘を吊っている鐘楼は、日本臨済宗の開祖であった明庵栄西に依って、鎌倉期に再建さ

れたものであるとしている。(29) 雜体の俳諧である「柳の丈競」には、「木辻のきぬぎぬ突放す奈良次郎（奈良二郎）」とする句があり、又、川柳にも「木辻の里で憎まれる奈良二郎」の句がある。「木辻」とは、奈良市に在った遊郭街であるが、そうした俗界では奈良次郎（奈良二郎）が嫌われたらしい。

通常、梵鐘の三郎格は、「吉野三郎」であるとされる。奈良県吉野郡吉野町吉野山に明治初年迄存在していた金峯山寺塔頭世尊寺は、廢仏毀釈、神仏分離を経て、明治8年（1875）に廃寺となつたとされるが、現在でも同寺の遺物としては、吉野三郎の梵鐘と、石灯籠や人丸塚と呼ばれる仏像石等が残される。吉野三郎の梵鐘の初鋲は保延6年（1140）であるとされ、その鋲造に際しては、平清盛の父である忠盛が鶴飼千斤を施入した旨の銘文があり、その後、鐘声が小さかったこと等の理由より、永暦元年（1160）と寛元3年（1245）とに改鋲されたとしている。鐘身の高さは、約160センチメートル程あり、竜頭を含む総高は約207センチメートル、口径は約123センチメートルある。

江戸時代中期の国学者であった本居宣長は、その歌日記の「菅笠日記」〔寛政7年（1795）発行〕の中に於いて、「かの吉水院より見おこせし。滝桜くもみざくらも。此ちかきあたり也けり。世尊寺。ふるめかしき寺にて。大きなるふるき鐘など有。なほのぼりて。藏王堂より十八町といふに。子守の神まします」〔明和9年（1772）3月8日の紀行文〕(30) としているが、その中でこの梵鐘を「大きなるふるき鐘」とだけ表現していて、吉野三郎の名称は記してはいないことより、未だ、彼が当地を訪問した明和9年3月段階では、「吉野三郎」の呼称が行なわれてはいなかつた可能性が高いものと推測をする。

以上の様に、寺の梵鐘に於ける太郎、次郎、三郎、四郎と言った呼称は、その歴史（古さ）、音（の良さ）、容姿、造り、等と言った価値基準ではなく、大きさや長さ、取り分け、その口径が問題とされていたことが窺われ、その意味に於いては、江戸時代的「番付表」に於ける可視的な要素が重要視された結果であると見ることが出来るのである。

おわりに

以上、本稿では日本の自然地形や事物等に於ける**人格化表現法**に就いての検証を試みた。日本では、古来、或る場合にはモノにも**人格を認め**、それらが人間ではないにも関わらず、人間と同様の対応を行ない、更には、人格ではないものの、そこに**靈的な存在**を認めて「**供養**」を行なう事すらあったのである。こうした中で見出された「坂東太郎、筑紫次郎、四国三郎」の事例、「野口五郎、黒部五郎」の事例、又、船舶や梵鐘に於ける呼称の課題であった。

取り分け、太郎、次郎、三郎、四郎方式での、**出生序列表示方式**では、その起源が江戸期以前迄には遡ることが出来ないという推論を行なった。それは、衆人の歓心を買うために作成されていた、相撲をも含む種々の「**番付表**」の存在にも見て取ることが出来る様に、旅行や交通が全く自由ではなかった当時の社会に於いては、通常では目にすることの無い様な事物に対して、その大きさ、広さ、高さ、強さ、華麗さ等の可視的指標の価値基準導入を以って**ランキング**を行ない、一種の娯楽としたのである。

取り分け、**河川や山岳**とは、人間の生活に対して必要不可欠な**水の供給**を行なう施設、水の流路、又、こうした水自体の発生源でもある一方、或る時には**堤防越水、決壊や洪水、山崩れ、火山噴火、雪崩等**に依って、人間の日常生活、生命、財産等に対して、多大な損害を与える、**自然災害の元凶的存在**でもあった。こうした畏怖るべき存在、災害を齎す存在に対して**人間男子の如き名**を付していた行為とは、又、**日本文化**の大きな特徴の一つである「**見做しの文化**」、「**見立ての文化**」の延長線上に置くことも可能であるのかもしれない。河川ならではの容姿、その大雨、洪水時に於ける様相、不動のものと考えられて来た山岳自体の崩壊、又、雪崩等の**自然災害**が、怒り狂い、荒れ狂い、静止の効かない状態の、**荒くれ男の姿**に重なって見えたとしても、不思議ではないのである。

更には、**寺の梵鐘**の事例に見られた如く、人が作り出した事物に対して、又、異なる価値基準で以って、人間の如き呼称、或は、序列を指示す太郎、次郎、三郎と言った呼称を付与してい

た社会的背景としては、世の中が安定し、人々が常とは異なる異次元の娯楽を求めた結果として、江戸時代の「**番付表**」に於ける、**ランキング形式**に於ける、可視的な要素が重要視された結果であると見ることが出来たのである。

船舶呼称に在っても、それを倭国を代表した、一種の**外交官、官人として見立てた結果**としての船号や冠位・官位授与、「**船靈**」供養としての船体焼却と、その遺灰を利用した形での**転生**と言った、人間スケールでの物語がそこには存在していたという点に於いて、船舶にも、人間と生死を共にするという視角での人格を認めていたことが出来よう。特に、**枯野**の事例では、人間同様の呼称をそれに与えることに依って、倭国への本格的な仏教導入に際して齎された「**遺灰信仰**」にも繋がり得るエピソードとも繋がり、**死と再生**という、人間を巡る永遠で、大きなテーマをそこへ秘めたということが言い得るのではないであろうか。

註

- (1)『日本国語大辞典』第二版（小学館）の「つくしさぶろう【筑紫三郎】」、「つくしじろう【筑紫二郎・筑紫次郎】」、「しこくさぶろう【四国三郎】」、「しこくじろう【四国二郎・四国次郎】」の項、参照。
- (2)『理科年表 平成26年 第87冊』（丸善出版株式会社）2013年12月、所収に拘わる「日本のおもな河川（国土交通省水管理・国土保全局資料に依る）」、に基づく。
- (3)以下、国史大系本『日本書紀 前篇』（株式会社 吉川弘文館）1992年4月、及び、国史大系本『日本書紀 後篇』（株式会社 吉川弘文館）1990年12月、に依る。
- (4)小林健彦『災害対処の文化論シリーズ III～新潟県域に於ける謎の災害～』、同『災害対処の文化論シリーズ IV～北陸・新潟県域の古代と中世～』、同『災害対処の文化論シリーズ V～浪分の論理、水災害としての津波～』[2015年～2016年発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社（DLMarket Inc）、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん]、参照。
- (5)元慶4年（880）8月7日付太政官符[「類聚三代格 卷五 加減諸国官員並廃置事」〔国史大系本（第25巻）『類聚三代格 弘仁格抄』（吉川弘文館）2000年10月〕所収]では、佐渡国へ弩師1名を置く理由に就いて、「此國本夷狄之地。人心強暴。動忘礼義常好致傷」とし、余り文明的ではない人々の存在を指摘し、これらの人々に対しては“教化活動”を行なう必要性があるとの、佐渡国の国司よりの要請に基づいた措置であるとしているのである。少なくとも、当国に於ける弩師設置は、対外的な理由よりも、寧ろ、佐渡国が抱えていた、国内的で固有の理由より、そうした措置に至ったと見るべきであろう。同太政官符より

5日後に発給された、同8月12日（或は、13日か）付太政官符（「類聚三代格 卷五 加減諸国官員並廃置事」所収）には、「得越後國解稱。此國東有夷狄之危。北伺海外之賊。防敵之兵。弩是為勝。（中略）教習其道以備不虞」とあって、越後国では、内外情勢の緊迫化を受けて、越後国司よりの要請に依り、史生1名を置く代わりに、弩師を永く配置するという措置がとられている。当時の律令政府は、佐渡国と越後国とを比較してみた場合、両国共に、朝廷にとては、北陸道側北辺の地であることには変わりがないのであるが、佐渡国は、元々夷狄そのものであったとし、越後国は、そうした夷狄によって脅かされている地域であるとの認識に立っていたことが窺われる所以である。

- (6)埼玉県立図書館所蔵本（請求記号 S 290一ア）、に依る。
- (7)小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V ~浪分けの論理、水災害としての津波~』—「3. 京都府北部、福井県沿岸地域に於ける浪分けの論理」註（43）、参照。
- (8)東條操氏校訂『物類称呼』岩波文庫30—269—1（株式会社 岩波書店）1994年3月、に依る。
- (9)小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ~古代日本語に記録された自然災害と疾病~』〔2015年7月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社（DLMarket Inc）、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「3—3:「日本書紀」に見る天皇不豫より崩御に至る経緯と疾病～卷25 孝徳天皇紀迄～」、参照。
- (10)株式会社 角川書店、1988年3月刊。
- (11)「国土交通省」—「水管理・国土保全」—「筑後川」—「4. 筑後川の主な災害」、に依る。
- (12)株式会社 角川書店、1986年12月刊。
- (13)徳島県立図書館所蔵本（請求記号 T 209 フシ 1—2）、に依る。
- (14)徳島県立図書館所蔵、森文庫資料、352×88センチメートル、に依る。
- (15)徳島県立図書館所蔵本（請求記号 W291 モト 3）、に依る。
- (16)同氏「坂東太郎、筑紫二郎、四国三郎の呼称について」〔『にほんのかわ』（にほんのかわ編集委員会編、日本河川開発調査会刊）第65号所収、60～63頁、1994年4月〕に依る。
- (17)『世界大百科事典 22』初版（平凡社）1988年4月、「野口五郎岳」の項、参照。
- (18)『日本国語大辞典』第二版の「のぐち【野口】」の項、参照。
- (19)近松全集刊行会編『近松全集 第七巻』（株式会社 岩波書店）1995年10月、所収
- (20)大町市役所総務部情報交通課広聴広報係編「広報おおまち」、参照。
- (21)株式会社 角川書店、1980年9月刊。
- (22)国史大系本『續日本紀 前篇』（株式会社 吉川弘文館）1993年4月、に依る。
- (23)「續日本紀 卷二十四 淳仁天皇」〔国史大系本『續日本紀 後篇』（株式会社 吉川弘文館）1993年6月、に依る〕天平宝字7年8月12日条にも、当時の船舶に関する興味深い記事が記される。それは、「遣高麗国船。名曰能登。帰朝之日。風波暴急。漂蕩海中。祈曰。幸頼船靈。平安到國。必請朝庭。酬以錦冠。至是緣於宿禱。授從五位下。其冠製錦表絶裏。以紫組為纓」とするものであり、船舶に対して名前を付与し、更に官位や錦冠を授与している

ことである。このことは、北陸地方に在った、都の鬼門的存在であった氣比神社や氣多神社に対して、官位を授与していることとも合わせ、それらを単なる物体、事物ではなく「靈的な人格」を持つものとして、認めているのである。船を擬人化、人格化している点では、安全航海に対する「宿禱」の対象である、感謝をしなければならないとしていることよりも、今日の日本名を持つ船舶の多くが、古来、男子の幼名等にも使用されて来た、接尾辞である「～丸」の名称を採用している様に、船にも「船靈」が宿り、それに依り航行の安全性が確保されていると考えたことは、今日に至る日本の船舶史を考える上で、注目すべきことであろう。

- (24)小林健彦『韓半島と越国（こしのくに）～なぜ渡來人は命がけで日本へやって来たのか～』〔2015年6月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社（DLMarket Inc）、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「はじめに—4：海人とヤマト王権、そして越国」、及び、「3—3：渤海船と日本海航行」、参照。
- (25)『古事記』日本思想体系1（株式会社 岩波書店）1982年2月、に依る。
- (26)坪井良平氏『高野山の梵鐘』（真言史学会）1983年6月、参照。
- (27)（京都府）大宮町文化財保護審議会監修、大宮町教育委員会発行、1991年9月。
- (28)小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V ~浪分けの論理、水災害としての津波~』—「3—1—4：天女と民話」、参照。
- (29)華嚴宗大本山 東大寺「除夜の鐘」、に依る。
- (30)宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵本『菅笠の日記 上の巻』（圖書寮 番号63462—2—黒47）、に依る。

参考文献表

⑧当該表は著者名（辞典、史料等の場合は発行所）の50音順により配列してある。尚、複数の巻がある辞典の場合には、その発行年月を省略したものもある。

- 国立国会図書館所蔵本「阿波志 卷之五」
請求記号 849—4
- 徳島県立図書館所蔵本「阿波志 卷之三」
請求記号 T 209 フシ 1—2
- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- 大町市役所総務部情報交通課広聴広報係編「広報おおまち」
- （京都府）大宮町文化財保護審議会監修『おおみやの民話』大宮町教育委員会発行、1991年9月
- 高知県立図書館所蔵本「回國雜記標註 下」
- 『古事記』日本思想体系1、株式会社 岩波書店、1982年2月
- 近松全集刊行会編『近松全集 第七巻』株式会社 岩波書店、1995年10月
- 『角川日本地名大辞典 36 徳島県』株式会社 角川書店、1986年12月
- 『角川日本地名大辞典 21 岐阜県』株式会社 角川書店、1980年9月
- 『角川日本地名大辞典 40 福岡県』株式会社 角川書店、1988年3月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館

- 国史大系本『續日本紀 後篇』株式會社 吉川弘文館、
1993年6月
- 国史大系本『續日本紀 前篇』株式會社 吉川弘文館、
1993年4月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式會社 吉川弘文館、
1990年12月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式會社 吉川弘文館、
1992年4月
- 華嚴宗大本山 東大寺「除夜の鐘」
- 「国土交通省」—「水管理・国土保全」—「筑後川」—
「4. 筑後川の主な災害」
- 早稲田大学図書館所蔵本「四神地名録」
請求記号 ル04 00229
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 『日本史総覧コンパクト版 I』新人物往来社、1991年4月
- 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵本「菅笠の日記 上の巻」
圖書寮番号 634 62—2—黒47
- 徳島県立図書館所蔵本「燈下録 卷之五」
請求記号 W291 モト 3
- 東條操氏校訂『物類称呼』岩波文庫30—269—1、株式会社
岩波書店、1994年3月
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 坪井良平氏『高野山の梵鐘』真言史学会、1983年6月
- 埼玉県立図書館所蔵本「利根川圖志」請求記号 S 290—ア
- 『世界大百科事典 22』初版、平凡社、1988年4月
- 松浦茂樹氏「坂東太郎、筑紫二郎、四国三郎の呼称について」（『にほのかわ』第65号所収、1994年4月）
- 『理科年表 平成26年 第87冊』丸善出版株式会社、2013
年12月
- 国史大系本（第25巻）『類聚三代格 弘仁格抄』吉川弘文
館、2000年10月
- 徳島県立図書館所蔵本「吉野川絵図」森文庫資料、天保11年
11月、

⑩和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』（岩波書店、1990年3月）、『日本史総覧コンパクト版 I』（新人物往来社、1991年4月）の「天皇一覧」に基づいた。

又、本稿中で使用した標高、距離等の表示は、「YAHOO JAPAN！地図」の「距離計測」、「Googleマップ」の「地図検索」及び、「国土地理院 電子国土web」の「標高表示値」、に依った。

尚、本論稿中では、必要に応じ、読者に依る円滑な理解を助ける目的に於いて、筆者が以前に発表した複数の論稿内の内容や文を、必要最小限度内で、その一部分を引用し、使用している部分が存在することを明示しておく。その場合は、「註」に於いて該当箇所を示した。

A Study on a Personalization Expression in Japanese Natural Topography and Others

Takehiko KOBAYASHI

2017年1月

新潟産業大学経済学部紀要 第48号別刷

BULLETIN OF NIIGATA SANGYO UNIVERSITY
FACULTY OF ECONOMICS

No.48 January 2017